



平成24年 6 月11日

各 位

会 社 名 森 電 機 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小 川 浩 平
(コード番号 6 9 9 3 東証第二部)
問合せ先 総務部長 岩 瀬 茂 雄
(TEL. 0 3 - 3 4 4 8 - 7 3 0 0)

株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ

記

当社は、平成24年 6 月11日開催の取締役会において、下記のとおり平成24年 6 月28日開催予定の第103期定時株主総会において、株式併合及び単元株式数の変更をすることについて付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、株式併合の実施及び単元株式数を変更することについては、平成24 年 6 月28 日開催予定の第103期定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を100株に統一することを目標としております。当社は上場会社としてかかる趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100 株に変更するため、株式併合（10 株を 1 株に併合）、並びに株式併合の効力発生と同時に10 株未満の部分を除き株主の皆様の権利に変動を生じさせないために、単元株式数を変更（1,000 株から100 株に変更）し、かつ、発行可能株式総数も10 分の 1 に変更する予定であります。

なお、今回の株式併合が株主の皆様の権利や株式市場における売買の利便性並びに流動性に出来る限り影響を及ぼすことがないよう、株式併合の効力発生と同時に当社の単元株式数を1,000 株から100 株に変更する予定です。これに伴い、株式会社東京証券取引所（市場第二部）における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法

平成24年10月1日（月）をもって、平成24年9月30日（日曜日）（実質上の基準日は平成24年9月28日（金曜日）となります。）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株につき、1株の割合をもって併合いたします。

（注）1株に満たない端数の処理方法：株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる株主様につきましては、会社法第234条及び会社法第235条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数	: 342,176,165株(平成24年3月31日現在)
今回の併合により減少する株式数	: 307,958,549株
株式併合後の発行済株式総数	: 34,217,616株
株式併合後の発行可能株式総数	: 104,000,000株

（注）*「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

**株式併合の効力発生を条件として、定款上の発行可能株式総数も併合比率に応じて変更する予定です。

④併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成24年3月31日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、当該総株主数15,895名のうち、併合前の保有株式数が10株未満の株主様59名（その所有株式数の合計は122株）が保有機会を失うこととなります。

一方、併合前の保有株式数が10株以上の株主様については、本株式併合と同時に併合比率に応じて単元株式数の変更を行いますので、本株式併合の前後で株式の売買機会、議決権の権利の状況等に変更は生じません。なお、単元未満株式を有する株主様は会社法第192条の定めによる当社株式取扱規程に定めるところにより、引き続き当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。

	総株主数（割合）	当社発行済株式総数（割合）
全株主	15,895名（100.00%）	342,176,165株（100.0000%）
10株未満株主数	59名（0.37%）	122株（0.0000%）
10株以上株主数	15,836名（99.63%）	342,176,043株（100.0000%）

（注）総株主数、当社発行済株式総数及び10株以上株主数には、自己株式（1名、74,600株）が含まれております。

⑤株式併合の条件

平成24年6月28日開催予定の定時株主総会における「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。なお、これに併せて当社の定款に定める発行可能株式総数についても併合比率に応じて変更する予定であり、当該株主総会において「定款一部変更の件」の議案を付議のうえ、同時にその承認を得る予定です。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の目的

今回の株式併合により、株主の皆様の議決権等の権利や市場での売買の利便性を損なわないように最大限考慮するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の最終目標である100株に当社株式の単元株式数を変更するものです。

(2) 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

(3) 単元株式数変更の条件

本件株式併合の効力発生を条件とします。

3. 定款の一部変更

株式併合の実施に伴う発行可能株式総数及び単元株式数の変更により、以下の通り定款を一部変更致します。

現行定款	変更定款案
第2章株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>104,000</u> 万株とする。 (新設) (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	第2章株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>10,400</u> 万株とする。 (附則) <u>第6条は、当社第103期定時株主総会において、株式併合議案ならびに定款一部変更議案が承認されることを条件として、平成24年10月1日に効力を発生するものとする。なお、本附則は、第6条の効力発生日の経過後削除されるものとする。</u> (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 (附則) <u>第8条は、当社第103期定時株主総会において、株式併合議案ならびに定款一部変更議案が承認されることを条件として、平成24年10月1日に効力を発生するものとする。なお、本附則は、第8条の効力発生日の経過後削除されるものとする。</u>

* 変更該当箇所のみ記載しております

** 下線部分は変更箇所を示しております

4. 株式併合および単元株式数変更の日程

取締役会決議日	平成24年6月11日
株主総会決議日	平成24年6月28日
株式併合公告日	平成24年9月14日（予定）
基準日	平成24年9月30日（予定）
株式併合及び単元株式数変更の効力発生日	平成24年10月1日（予定）

（ご参考）上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成24年10月1日（月）ですが、株式売買後の振替手続の関係で、実務上は平成24年9月26日（水）をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

5. その他

本日別途、「商号の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上